

各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

市では、昨今の原材料や資材価格等の高騰の状況を踏まえ、建設企業の安定的な経営と適正な収益性を図るため、当分の間、低入札価格調査基準価格等の算定式を以下のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

1. 建設工事における調査基準価格と最低制限価格の算出に用いる率を変更します。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」は、予定価格算出の基礎となった各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等）に、それぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定していますが、**直接工事費に乘じる率**を次のとおり変更します。

現 行	改 正
<p>①直接工事費 × 97%</p> <p>②共通仮設費 × 90%</p> <p>③現場管理費相当額 × 90%</p> <p>④一般管理費等 × 68%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 75%~92%</p>	<p>①直接工事費 × 99%</p> <p>②共通仮設費</p> <p>③現場管理費相当額</p> <p>④一般管理費等</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 75%~92%</p>
➡	
<p>【解体工事のみ】</p> <p>①直接工事費 × 85%</p> <p>②共通仮設費 × 85%</p> <p>③現場管理費相当額 × 85%</p> <p>④一般管理費等 × 63%</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 75%~92%</p>	<p>①直接工事費 × 87%</p> <p>②共通仮設費</p> <p>③現場管理費相当額</p> <p>④一般管理費等</p> <p>【算定式】 (①+②+③+④) × 1.10</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 75%~92%</p>

★算定式の端数処理

- ①、②、③、④は1円未満の端数切り捨て ①～④の合計額は千円未満の端数切り捨て
- 調査基準価格 = $(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10$ ※ $\times 1.10$ は消費税の加算を表します。
- (最低制限価格) 千円未満切り捨て

★参考

低入札価格調査制度（予定価格が7,500万円（建築工事にあつては1億円）以上の工事に適用）

最低制限価格制度（予定価格が130万円を超え、7,500万円（建築工事にあつては1億円）未満の工事に適用）

※数値的判断基準（失格基準）については、変更ありません。

2. 適用期日

今回の改正は、令和5年1月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。（令和4年12月31日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。）

問合せ先

八戸市 財政部 契約検査課

0178-43-2111

内線 3455、3456